

福岡県公報

令和五年八月十五日
第四百二十二号
増刊
①

目次

規則 (第三十二号・第三十三号)

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(公園街路課)

訓令 (第九号)

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年八月十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十二号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(指定の取消し)

第二十二條の二 知事は、法第四十二條第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは、第四項又は法第六十八條の七第一項の規定による指定について、職権により当該指定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年八月十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十三号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一ドッグランの項を次のように改める。

ドッグラン	筑後広域 公園	西公園
	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで

附則

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例(令和五年福岡県条例第三十一号)の施行の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第九号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年八月十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 福岡県職員の駐在に関する規程(昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表ヤングケアラー支援事務関係の項中

第二条

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。
別表ヤングケアラー支援事務関係の項中

飯塚市
飯塚市

を

飯塚市	飯塚市
太宰府市	太宰府市

に改める。

飯塚市	飯塚市
太宰府市	太宰府市

を

太宰府市	太宰府市
古賀市	古賀市

に改める。

附則

この訓令中、第一条の規定は令和五年九月一日から、第二条の規定は令和五年十月一日から施行する。